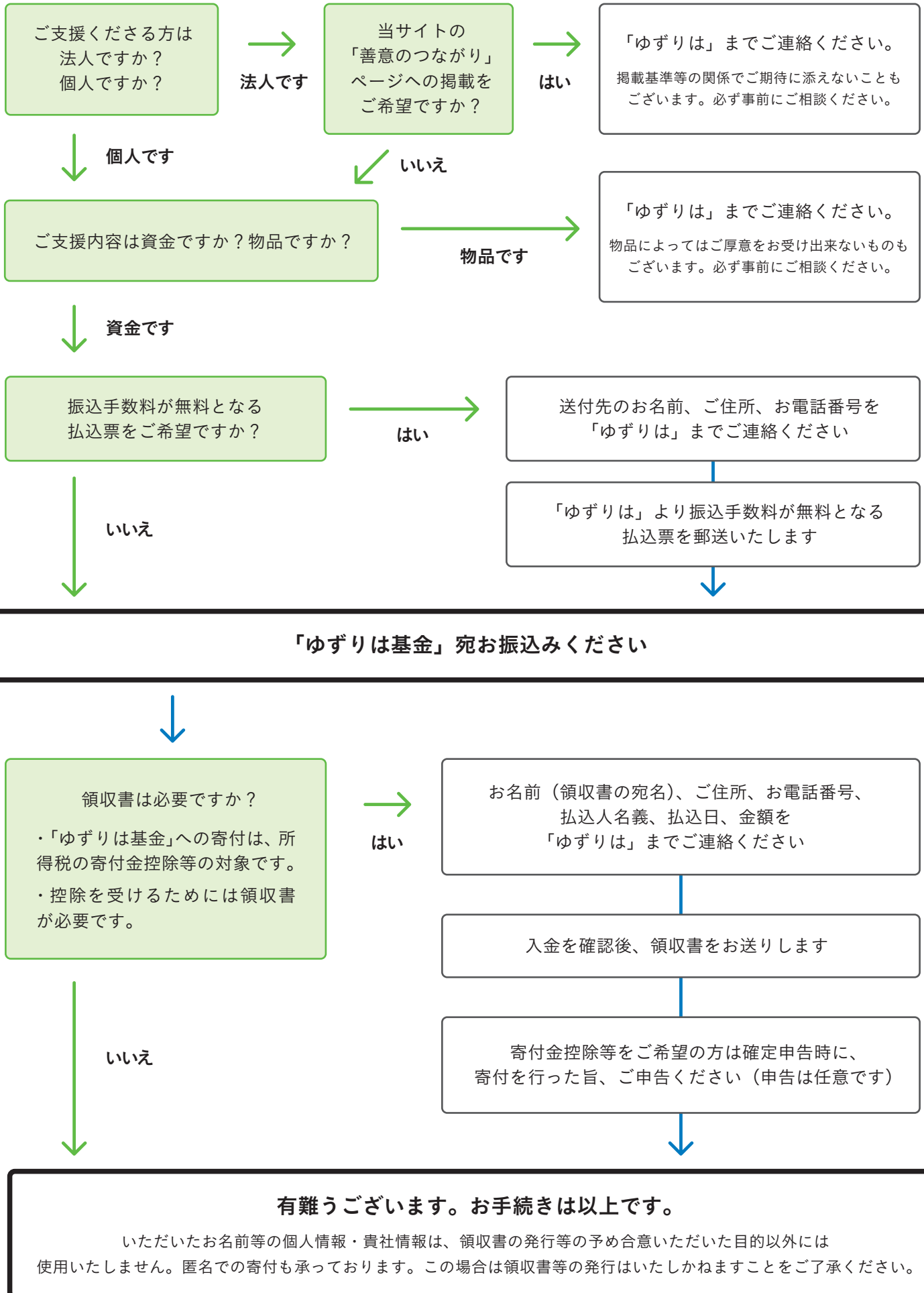


〈ご支援の流れ〉



〈寄付金控除等についてのご案内〉

「ゆずりは」は「社会福祉法人 子供の家」の事業です。
「ゆずりは基金」への寄附は以下の控除等の対象になります。

法人の場合

確定申告によって法人税法上損金算入ができます。
(ゆずりは基金への寄附は法人税法第37条第1項、法人税法第37条第4項
該当の損金算入対象です)

〈詳細〉 <http://www.nta.go.jp/taxanswer/hojin/5283.htm> (国税庁)

個人の場合

下記表をご覧ください。

日本に所得税を お納めの方

東京都民の方

(本法人に寄附を行った翌年の1月
1日現在に東京都内にお住まいの方)

清瀬市民の方

(本法人に寄附を行った翌年の1月
1日現在に清瀬市にお住まいの方)

所得税法上の寄附金控除が受けられます (所得税法第78条第2項第3号の寄附金控除に該当)

〈詳細〉 <http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1150.htm> (国税庁)

個人都民税の寄附金税額控除が受けられます

〈詳細〉 http://www.tax.metro.tokyo.jp/kazei/kojin_ju.html (東京都)

清瀬市民税の寄附金税 額控除が受けられます

〈詳細〉

[http://www.city.kiyose.lg.jp/
hp/page000007400/
hpg000007316.htm](http://www.city.kiyose.lg.jp/hp/page000007400/hpg000007316.htm)(清瀬市)

これらの控除を受けるためには、確定申告が必要です。

また、確定申告の際には「ゆずりは」よりお送りする領収書の添付が必要となります。

申告方法、控除を受けられる範囲等の詳細については、所管の税務署、またはお住まいの自治体にお問い合わせください。